

チェックリスト:

- 配偶者、パートナー、成人した子供、家族、友人、スピリチュアルカウンセラー、医師とあなたにとって何が重要なのかを話し合しましょう。
- 信頼のおける人物にあなたの医療代理人になってもらいましょう。その人物にあなたの希望を伝えてください。万一に備えて2人目の医療代理人も選定してください。
- 同封されている「事前指示書」に記入してください。希望をすべて記入するのに必要な場合はページを追加してもかまいません。
- 資格のある証人2人、または公証人に署名に立ち会ってもらいます。
- 家族、友人、医師に事前指示書を作成したこと、あなたの希望を尊重して欲しいことを伝えます。そしてあなたの今の希望を常に知っておいてもらいましょう。
- 事前指示書のコピーを、医療代理人、医療提供者、家族、親しい友人、スピリチュアルカウンセラー、その他あなたが関わって欲しい個人に渡します。
- あなたの医療ファイルに事前指示書のコピーを入れます。
- 事前指示書のコピーを自宅の見つけやすい場所に保管します。(貸し金庫には保管しないでください!) 重要な書類がどこにあるのかを知らせるメモを冷蔵庫に貼っておくと、必要な時に見つけてもらいやすくなります。
- 運転免許証に「事前指示」を記載したり、身分証明書に事前指示書の存在とそれを尊重して欲しい旨を記載してもいいでしょう。ハワイ州の運転免許発行所が事前指示書を保管することはありません。
- 事前指示書を定期的に見直します。事前指示書を変更したい場合は、その内容を関係者に伝え、新しい指示書を作成して旧版と差し替えます。
- POLST (延命治療に関する医療提供者指示書) について: 事前指示書に加えてPOLSTが必要ですか? 担当医師または上級実践看護師 (APRN) にPOLSTについて訊ねてください。また、詳しい情報やPOLSTフォームについては、www.kokuamau.org/polst をご覧ください。

このパンフレットの情報は一般的なものであって法律上の助言となるものではありません。また、個々人の状況には当てはまらない場合があります。

作成: Kōkua MauおよびExecutive Office on Aging, State of Hawai'i. チェックリスト作成: UH Elder Law Program. 改訂日: 2016年1月

あなたの将来に備えて 医療についての事前指示書を作成しましょう



あなたが自分で話せなくなった時、大切な人たちや家族、友人たちが困らないように準備しておきましょう



Kōkua Mau
"継続的なケア"

Hawai'i Hospice and Palliative Care
Organization



Executive Office on Aging
Department of Health

なぜ医療についての事前指示書が必要なのですか？

医療技術が発達したおかげで、わたしたちは新しいさまざまな延命措置を選ぶことができるようになりました。ですから、重病になったり事故に遭ったりする前に、自分の希望する医療処置を伝えておくことが大切なのです。18才以上の人は全員事前指示書を作成しておくべきです。

自分で意思決定ができ、周りの人と話し合う時間がある今のうちに、この大切な問題を話し合っておきましょう。

医療についての事前指示書（一般には「事前指示書」と呼ばれます）を作成していない場合、関係者が一人でも終末期医療に対するあなたの希望に反対したら、医師はあなたの希望に沿うことができなくなります。

事前指示書は生前遺言書の代わりとなるものであり、あなたに多くの選択肢を与えてくれます。既に作成したフォームを見直し、事前指示書があなたの現在の希望を正確に反映しているか確認しておきましょう。

事前指示書には何を記入するのですか？

あなたが自分で意思表示できなくなった時に判断を任せる人物または「代理人」を指定します。

代理人を任せられる信頼できる人物を2人指定します。この人物は弁護士である必要はありません。あなたが制限しない限り、この人物は医療サービスおよび検査の承諾または拒絶、医師の解任または選択、全医療記録閲覧の権限を有します。

希望するまたは希望しない医療処置の種類。

回復の見込みがない場合に、医療機器によって呼吸を継続し生命を維持するかどうか、チューブによって栄養補給を行うかどうかを指示できます。

緩和的処置に対する希望。

鎮痛剤を希望するか、最期の日々をどこで過ごすかを指示できます。また、精神的、倫理的、宗教的指示も記載できます。

事前指示書はどうすれば尊重されますか？

代理人、愛する人、家族、その他の関係者に指示書のコピーを渡し、その内容を伝えておきます。担当医師全員と話し合い、事前指示書をあなたの医療記録に追加してもらいます。本書、およびAdvance Directives(事前指示書)やPOLSTなどの資料の他言語版をご希望の場合は、医療機関、医師、健康保険会社またはKōkua Mauのウェブサイトwww.kokuamau.org/languages から入手できます。

事前指示書に関する説明

(1999年制定統一保健医療ケア決定法に準拠)

同封フォームのパート1およびパート2に記入してください。ページを追加してもかまいませんし、希望に沿って変更してもかまいません。このフォームの記入に弁護士の立ち会いは必要ありません。助けが必要な場合は、このパンフレットに記載されている電話番号に連絡し、相談してください。裏面のチェックリストを確認してください。

パート1 – 医療委任状—あなたの代理人 あなたが意思表示できなくなった場合に代理人として医療処置を承諾・拒絶する人物を複数選定します。配偶者、成人した子供、友人、その他信頼のおける人物を指定することができます。あなたが治療を受けている医療機関の所有者または従業員は、あなたの親族でない限り、代理人にはなれません。

パート2 – 個別の指示

担当医師と関係者にあなたの医療処置のあらゆる面について指示を出します。希望する選択肢を選択します。各カテゴリにつき1つだけチェックを入れ、当てはまらないものはすべて線を引いて消します。また、あなたの希望や医療処置の目標を付け加えることもできます。

2人の証人の署名と日付記入

どちらの証人もあなたの知り合いが望ましいでしょう。証人は医療機関に属する医療提供者または従業員ではあってはいけません。また、あなたが選んだ代理人も証人にはなれません。証人のうち1人はあなたの親族または相続権を有する人物ではあってはいけません。

公証人

2人の証人を確保できない時は、事前指示書を公証人に証明してもらう必要があります。

あなたには口頭または文書によって、事前指示書を何時でも取り消し、あるいは変更する権利があります。その内容は代理人と医師に必ず伝えておきます。

事前指示書の作成を手助けしてくれる人はいますか？

医療提供者および医療プラン担当者に相談してください。

Legal Aid Senior **ホットライン**: 1-888-536-0011 (O'ahu: 536-0011)

Kaua'i: Seniors Law Program 808-246-8868

Maui, Moloka'i, Lana'i: Legal Aid Society 808-242-0724

O'ahu: UH Elder Law Program, 808-956-6544, www.hawaii.edu/uhelp

Hawai'i: Legal Aid Society, Hilo: 808-934-0678 - Kona: 329-8331

詳しい情報は以下の連絡先にお問い合わせください。

Kōkua Mau - Hawai'i Hospice & Palliative Care Organization

• 事前指示書 (記入用PDFファイルあり) :

www.kokuamau.org/resources/advance-directives.

• Kōkua Mau Speaker's Bureauは、「アドバンス・ケア・プランニング」について説明するスタッフを派遣しています (事前指示書およびPOLST)。

www.kokuamau.org • info@kokuamau.org • (808) 585-9977

Kōkua Mau • P.O. Box 62155 • Honolulu HI 96839